

東日本高速道路㈱関東支社所管施設の災害時における 災害応急復旧業務に関する協定書

東日本高速道路株式会社（以下「甲」という。）、〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における東日本高速道路株式会社関東支社所管施設の災害応急復旧業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予知できない災害等の場合に、甲が管理している施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害の応急復旧業務（以下「業務」という。）に関し必要な事項を定め、甲と乙が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、東日本高速道路㈱関東支社所管施設における災害発生箇所及び発生の恐れがある箇所とする。

（業務の内容）

第3条 乙が協力する応急復旧業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 災害時における所管施設の被災状況調査
- 二 被災した所管施設の応急復旧業務の遂行に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等の調達及び役務提供
- 三 甲への技術提言

（応急復旧業務計画書の提出）

第4条 乙は、本協定締結後速やかに応急復旧業務の協力に従事する連絡担当者名、電話番号、資機材等の種類及び数量、保管場所等を記載した応急復旧業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、あらかじめ甲及び乙が担当する業務場所の事務所の長（以下「事務所長」という。）に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定する計画書を毎年更新し、甲及び事務所長に提出するものとする。また、乙の計画書の内容に著しい変更が生じた場合は、変更の計画書を甲及び事務所長に提出するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲または事務所長は所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るために必要と認めるときには、乙に対し応急復旧業務のための協力の要請を書面、電話等により行うものとする。

2 乙は、前項の出動要請があったときには、特別な理由が無い限り、これに応じるものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、第5条1項に基づく出動要請があったときは出来る限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲または事務所長の指示により、業務を実施するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲または事務所長は、第5条第1項に基づく要請に応じて出動した乙と工事請負契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を甲及び事務所長に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(東日本高速道路㈱関東支社災害対策連絡会)

第9条 乙は、東日本高速道路㈱災害対策連絡会（以下「連絡会」という。）の会員として、連絡会に参加するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、平成27年8月1日から平成29年7月31日までの期間とする。
ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも書面により何ら申し出がない時は、引き続き同一条件をもって2箇年毎に継続していくものとし、以下同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20
東日本高速道路株式会社
関東支社長 横山 正則

乙 ○○県都○○市区○○町○○-○○
○○株式会社○○支店
○○長 ○○ ○○

【担当する業務場所】

担当業務場所	事務所名 (所在地)	路線名等	備考
	京浜管理事務所 (神奈川県横浜市都筑区川向町 1047)	第三京浜道路 横浜新道 横浜横須賀道路	
	千葉管理事務所 (千葉県千葉市稲毛区長沼原町 177)	京葉道路 (起点～穴川西 IC) 東関東自動車道 新空港自動車道	
	市原管理事務所 (千葉県市原市村上 815)	京葉道路 (穴川西 IC～蘇我 IC) 館山自動車道 (蘇我 IC～木更津北 IC) 千葉東金道路 圏央道 (松尾横芝 IC～茂原長南 IC)	
	東京湾アクアライン管理事務所 (千葉県木更津市中島 2533)	館山自動車道 (木更津北 IC～富津竹岡 IC) 東京湾アクアライン 東京湾アクアライン連絡道 圏央道 (茂原長南 IC～木更津 JCT) 富津館山道路 (富浦 IC～富津竹岡 IC)	
	三郷管理事務所 (埼玉県三郷市番匠免 2-101-1)	東京外環自動車道	
	加須管理事務所 (埼玉県加須市北篠崎 90)	東北自動車道 (川口 JCT～佐野藤岡 IC) 圏央道 (白岡菖蒲 IC～境古河 IC)	
	所沢管理事務所 (埼玉県所沢市大字坂之下 761-1)	関越自動車道 (練馬 IC～本庄児玉 IC) 圏央道 (あきる野 IC～桶川北本 IC)	
	谷和原管理事務所 (茨城県つくばみらい市筒戸 1606)	常磐自動車道 (三郷 IC～岩間 IC) 圏央道 (つくば中央 IC～神崎 IC)	
	水戸管理事務所 (茨城県水戸市加倉井町 2206)	常磐自動車道 (岩間 IC～いわき勿来 IC) 北関東自動車道 (桜川筑西 IC～水戸南 IC) 東関東自動車道 (茨城空港北 IC～茨城町 JCT) 東水戸道路	
	那須管理事務所 (栃木県那須郡那須町高久甲 4156-4)	東北自動車道 (宇都宮 IC～白河 IC)	
	宇都宮管理事務所 (栃木県鹿沼市茂呂 24-2)	東北自動車道 (佐野藤岡 IC～宇都宮 IC) 北関東自動車道 (太田桐生 IC～岩舟 JCT) 北関東自動車道 (栃木都賀 JCT～桜川筑西 IC)	
	高崎管理事務所 (群馬県高崎市島野町 831)	関越自動車道 (本庄児玉 IC～水上 IC) 上信越自動車道 (藤岡 JCT～富岡 IC) 北関東自動車道 (高崎 JCT～太田桐生 IC)	
	佐久管理事務所 (長野県佐久市岩村田 116)	上信越自動車道 (富岡 IC～坂城 IC) 中部横断自動車道 (佐久小諸 JCT～小諸御影料金所)	
	長野管理事務所 (長野県長野市松代町東寺尾字村北 1195-2)	上信越自動車道 (坂城 IC～信濃町 IC) 長野自動車道 (安曇野 IC～更埴 JCT)	

※H27.3.31 現在での事務所及び路線名等です。

※担当業務場所は他応募者と重複する場合があります。

※有事の際は、担当業務場所以外での応急復旧業務を担当していただく場合もあります。

※新規供用や名称変更が生じた場合は別途通知します。